

1章 総論編

1-1	サインガイドラインの目的	3
1-2	サインガイドラインの位置づけ	4
1-3	対象サイン	5
1-4	課題と方針	6
1-5	運用方法	7

1章 総論編

1-1 サインガイド ラインの目的

本市の公共サインの指針を定めた「鎌倉市公共サイン整備マニュアル」は、平成6年（1994年）3月に策定し、20年以上が経過しています。

この間、景観分野においては、平成16年（2004年）の景観法制定、平成19年（2007年）1月の鎌倉市景観計画（以下、「景観計画」といいます。）策定、平成20年（2008年）3月の鎌倉・北鎌倉景観地区指定等、大きな変化がありました。

そのような中、公共サインについては、平成29年（2017年）3月に改訂した景観計画において、新たに配慮事項などを定めたところですが、今後における本市の公共サインの整備に当たっては、本市が観光都市であり、市独自の観光・景観資源も多いことから、外国人観光客に対するサービスとして、通常のJIS規格にないサインやピクトグラムについて統一的な採用を行うとともに、独自のデザインも検討する必要があります。

また、2020年に東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されることに伴い、公共施設等の整備が求められており、公共サインについても整備のためのガイドラインを策定しておく必要があります。

このような状況を踏まえ、今回「鎌倉市公共サイン整備マニュアル」を改め、新たに「鎌倉市公共サインガイドライン」を策定し、統一感のあるサイン整備を行うための基本ルールを定め、市全体でよりわかりやすい案内ができるようにするとともに、鎌倉市らしい都市景観形成を図ることを目的とするものです。

1-2
サインガイド
ラインの位置付け

本ガイドラインの位置付けは、景観法に基づき定められた景観計画に示す、「公共サインの景観誘導」の具体的な整備の考え方を示すものとし、また、したがって、公共サインを整備する場合は、本ガイドラインに則って計画、整備、管理するものとし、また、

なお、本ガイドラインは、社会情勢等の変化に合わせて、随時見直しを行っていくこととし、また、

※本ガイドラインでは、公共サインとは屋外に掲出される視覚的情報のうち、公共的な内容を公共機関が設置するものを「公共サイン」（以下、「サイン」といいます。）と定義します。

国、県の設置するサインも含まれます。

本ガイドラインは、平成30年（2018年）4月から運用開始するものとし、また、

1-3
対象サイン

本ガイドラインの対象は、鎌倉市全域に設置されるサイン全て（※）とします。サインの分類は表1-1の通りです。

2章では、すべてのサインが守るべき基本的なルールを設定します。さらに3章では、街の案内に特に重要な、案内・誘導サインを対象とした、詳細のルールを設定します。案内・誘導サインをルール化することで、丁寧な情報提供ができ、景観形成にも大きく寄与することが可能となります。

（※道路法等の法令により基準が規定されているサインは法令の基準に準ずる。）

■(表1-1)サインの役割と分類

区分	内容	サインの種類	ガイドライン適用範囲	
			2章	3章
案内や誘導	目的の場所までわかりやすく誘導し、その場所を案内・説明する	案内サイン	○	○
		誘導サイン	○	○
		位置サイン	○	△
		説明サイン	○	△
ルール等の表示	交通標識や放置自転車や喫煙の禁止などの規則、警戒等のルールを示すもの	規制サイン	○	△
掲示・公表機能	行政として必要な内容を表示し、宣伝やPRなどを公表する	広報サイン	○	△

○：適用項目 △：3章の内容が該当する事項がある場合は遵守すること



案内サイン：地図等により、ある範囲を案内するためのサイン。（例：広域サイン、周辺サイン）



誘導サイン：矢印等により、施設等の方向やルートを示すためのサイン。



位置サイン：名称やピクトグラムにより施設等の位置を告知するためのサイン。（例：記名板）



説明サイン：施設等の内容を説明するサイン。



規制サイン：歩行者等の行動を規制するサイン。（例：注意利用サイン）



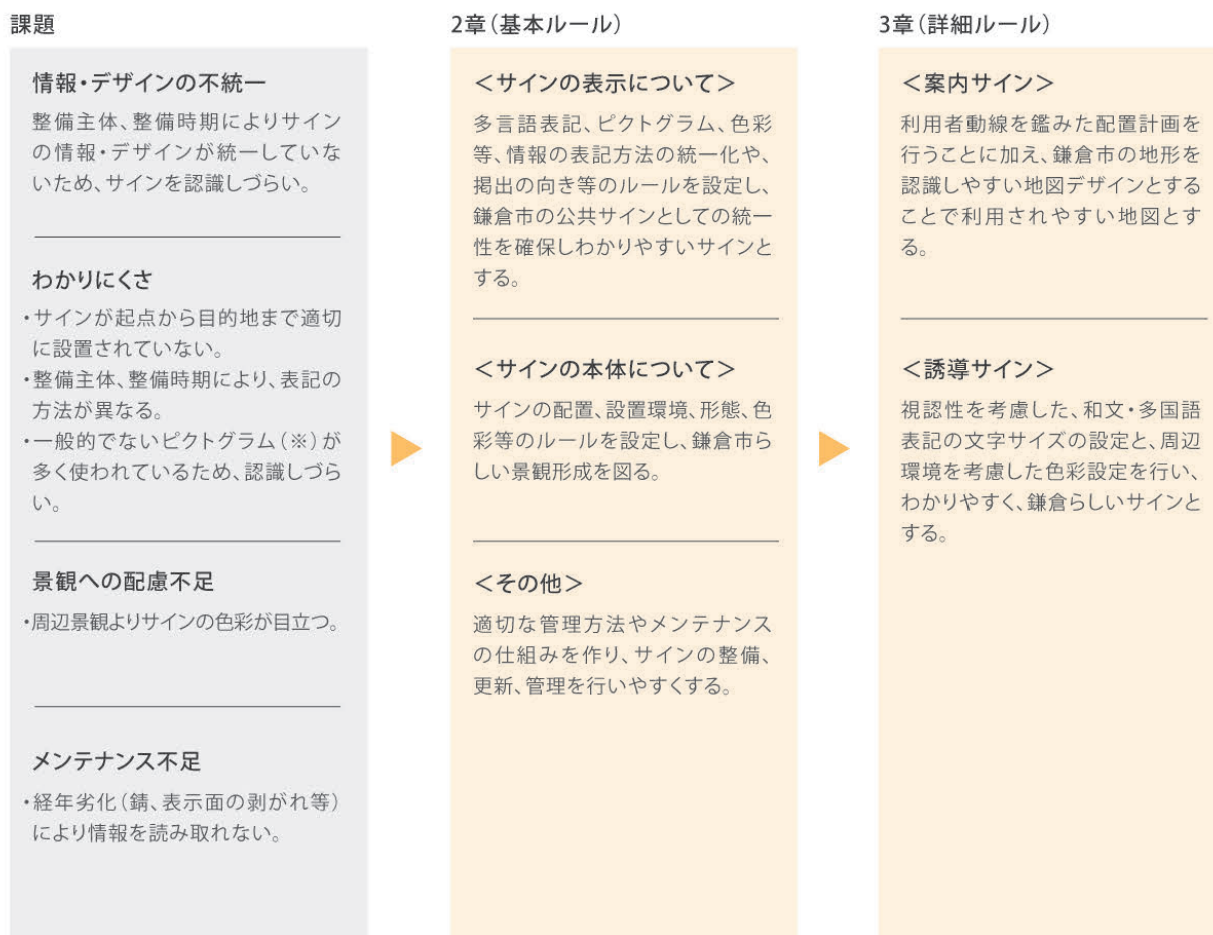
広報サイン：主に催しや生活情報の告知に用いるサイン。（例：掲示板）

1-4
課題と方針

平成 29 年（2017 年）に鎌倉市におけるサインの全数調査を行なった結果、鎌倉市におけるサインの課題は、大きく「情報の不統一」「わかりにくさ」「景観への配慮不足」「メンテナンス不足」の 4 項目であることが明らかになりました。

本ガイドラインの 2 章では＜サインの表示について＞＜サインの本体について＞＜その他＞の視点で、各課題を解決するための方針を設定し、3 章では、＜案内サイン＞＜誘導サイン＞について、詳細なルールを設定しています。

■(図 1-1) 公共サインの課題及び 2 章、3 章の概要

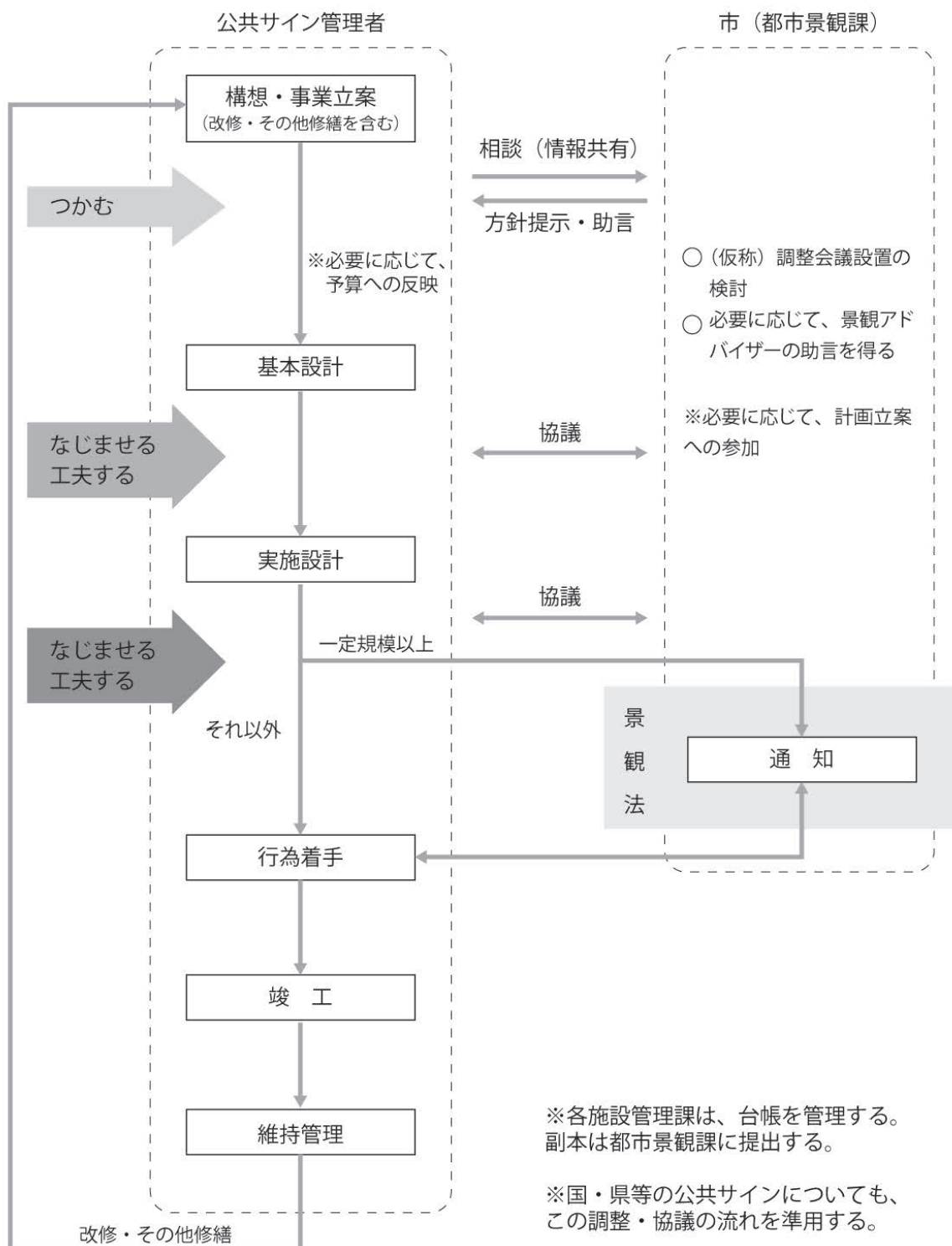


※本ガイドラインにおけるピクトグラムとは、文字の代わりに絵を用いて情報を表現する、視覚的な図記号のことを指します。

1-5
運用方法

鎌倉市におけるサインの運用は、景観計画に定める方法で進めるものとします。公共サインの設置に当たっては事前に都市景観課に相談し、手続きが必要な場合は景観計画に沿って行うものとします。

■(図1-2) 公共サインの調整・協議等の流れ



2章 基本ルール編